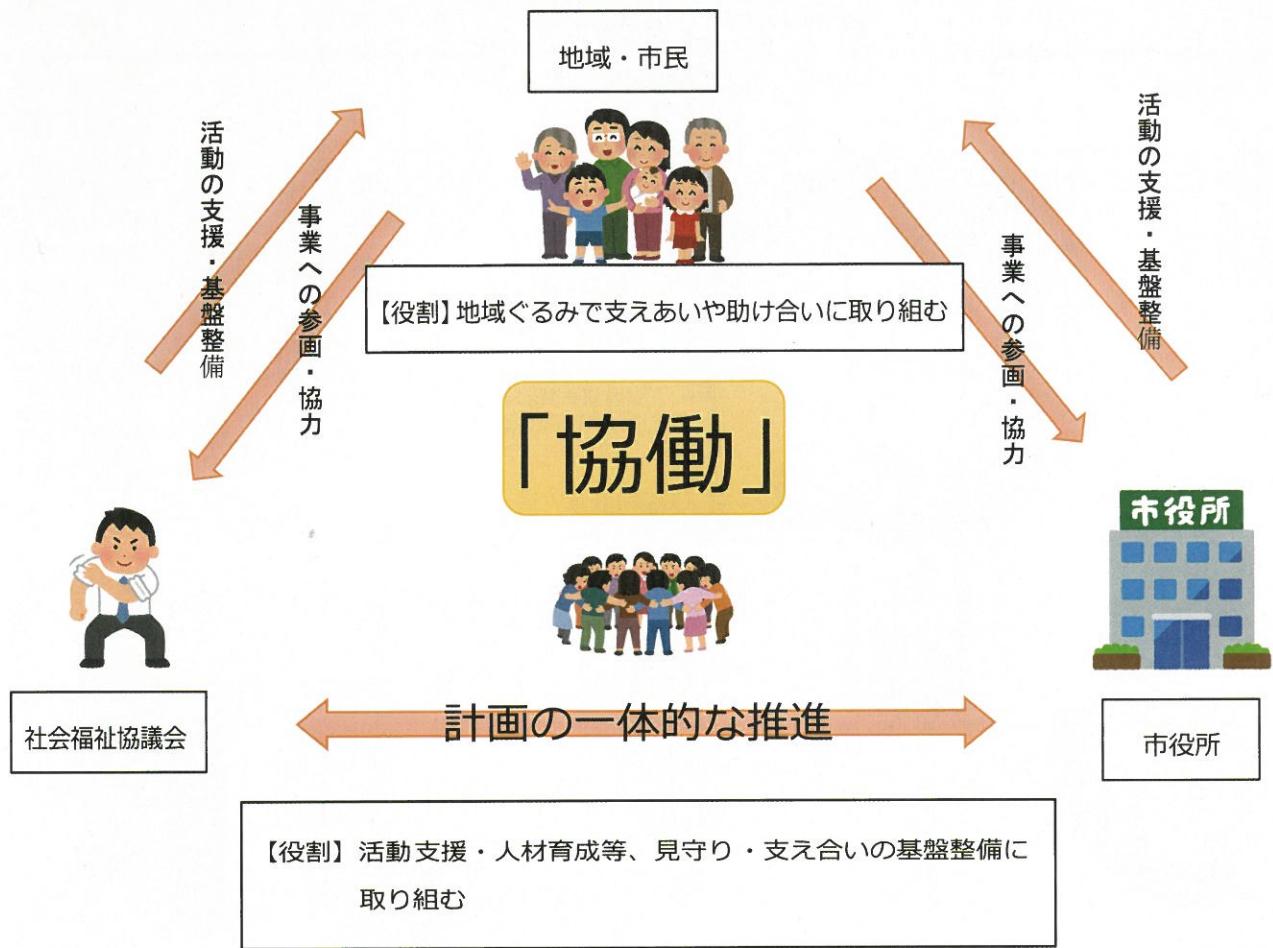


計画推進のイメージ図



新型コロナウイルス感染症の影響による特別貸付

地域福祉課

◆ 保証人 不要	◆ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急的かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	◆ 貸付上限額 (2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間..原則3ヶ月以内	◆ 据置期間 1年以内	◆ 債務期限 10年以内	◆ 貸付利子 無利子	◆ 申し込み さい。 地域福祉課へお申込みくだ	◆ 貸付期限 原則10万円以内 特例20万円以内 必要とする世帯	◆ 据置期間 原則10万円以内 特例20万円以内 必要とする世帯	◆ 債務期限 2年以内 1年以内	◆ 貸付利子 無利子	◆ 保証人 不要	◆ 申し込み さい。 地域福祉課へお申込みくだ
-------------	---	--	----------------	-----------------	---------------	-------------------------------	---	---	------------------------	---------------	-------------	-------------------------------

「寄附ありがとうございました」

赤い羽根共同募金

地域福祉課



昨年10月1日から赤い羽根共同募金運動を実施しました。戸別、街頭、法人、学校、職域、イベント等の各募金にご協力いただき、次とのおりの募金が集まりました。

「寄附ありがとうございました。」などの声が聞かれました。

■ 地域福祉活動等に活用

共同募金で集まつたお金は県内の福祉に約50%、市内の福祉に約50%活用します。

桐生市支会は支援を必要とする民間福祉団体等からの申請を受け、運営委員会において審査し、配分を決定します。福祉活動を財政面から支援することで地域福祉の充実を推進しています。

主な配分先は、支部社協活動、見守り活動、サロン活動など市内で行われている地域住民が主体となつて行う活動や、市内保育園等の施設・設備の充実や市内福祉団体の運営費としても配分しています。

■ 街頭募金

明照学園 樹徳高等学校
インター アクトクラブ

市内商業施設及び樹徳高校・中高一貫校の校門で募金活動を行い、1,053,816円の寄附をいただきました。

樹徳高校の活動は、今回で42年連続となり、寄附総額は、44,779,947円です。

生徒からは、「必要としている人に有効に活用してほしい」、「人の役に立てる喜びを感じた」、「募金活動によつて人の温かさを感じることがで



「寄附ありがとうございました」
令和元年11月
令和2年4月
善意銀行
地域福祉課

■ 寄附金（敬称略）

桐生焼愛好会高畠章二、昭和地区ふれあい餅つき実行委員会和田幸司、泉龍院、ヨン人展、桐生瓦斯（株）、桐生ロータリークラブ、小瀧鋭司、野田道子、美原長寿セニア協力会、匿名3件



街頭募金受け入れの様子



市民の方から寄附していただいたマスクを事務所カウンターに設置し、来所した方に配布させていただきました。

大竹克幸、ココロディサビス、大竹フミ江、井上由美子、桐生点訳文化会、アキレス（株）、（有）リスクマネジメント、明治安田生命桐生営業所、桐生第9区ボランティアグループ、訪問看護ステーションココロ、桐生ガス親睦会、荻野悦郎、匿名9件

■ 物品（敬称略）

地域の善意、地域に還元

地域福祉課

社会福祉協議会
特別会員募集

地域福祉課

共同募金配分申請請受付開始

令和3年度事業が対象となります。

「赤い羽根」で知られる共同募金は「自分の町をよくするしくみ」をスロー・ガムに、毎年地域の皆様に募金の協力を願っています。この善意の募金を財源として、市内で社会福祉事業を実施する団体へ配分するため、令和3年度事業分の申請を受け付けます。配分額は、社協が事務局となつている群馬県共同募金会桐生市支会に設置された運営委員会で協議し、決定します。

■配分の種類

1 施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための施設を増改築・改修・修繕し、又は処遇に必要な設備及び備品を整備する事業に対し配分します。

【対象】

- (1)保育園、認定こども園、地域活動支援センターを経営又は運営する者
- (2)社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特例民法法人及びNPO法人、団体

10万円(申請事業にかかる経費の75%以下)

3 運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体まで

【対象】

- (1)保育園、認定こども園、地域活動支援センターを経営又は運営する者
- (2)NPO法人、団体。ただし、施設

の増改築等の場合は法人のみが申請でき、申請法人所有又は長期賃貸契約の民間物件に限ります。

【配分上限額】

37万5千円(対象経費総額の75%以下)

2 事業経費配分

福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業に対し配分します。

【対象】

- (1)保育園、認定こども園、地域活動支援センターを経営又は運営する者
- (2)社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特例民法法人及びNPO法人、団体

5万円(申請事業にかかる経費の90%以下)

■申請方法

申請書に必要書類を添えて郵送又は直接地域福祉課へ提出してください。申請書は同課又は社協ホームページにあります。

ご協力をよろしくお願いいたします。

▼入会方法

入会申込書を地域福祉課へ提出してください。申込書は同課又は社協ホームページにあります。



社協では、地域住民主体の地域活動を推進することを目指しています。

これらの財源は、寄附金や共同募金配分金などを充てて実施しておりますが、地域福祉活動を充実していくためにさらなる財源が必要です。

これらの趣旨をご理解いただき、ご入会いただける特別会員を募集しております。年会費は1口1万円です。寄せられた会費は、サロン活動や見守り活動など、地域住民の活動を推進する重要な財源となります。

新型コロナウイルス

感染症対策

みやま園

みやま園では、新型コロナウイルス対策として、これまでも予防対策を行ってきましたが、緊急事態宣言の発令を受け、次の内容を徹底しています。

職員は出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる場合（37.5度以上）には出勤しないことを徹底しています。また、施設ごとに全員の体温を測定、記録用紙に記入し、管理者が職員の健康状態を把握できるようになっています。

委託業者、サービス担当者等については、玄関などできるだけ限られた場所での対応とし、やむを得ず、施設内に立ち入る場合は体温を計測して、発熱が認められる場合は立入を断ります。

通所施設では送迎車に乗車する前に利用者の体温を計測し、発熱が認められる場合は利用をお断りしています。解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまで同様の扱いとします。

入所施設での面会は原則禁止しています。やむを得ず面会を希望される場合はマスクを着用し、玄関のみの対応としています。また、体温を計測していただき、発熱が認められる場合は立入をお断りしています。利用者の外出、外泊は



送迎車両の消毒風景

原則禁止していますが、外泊をした場合は、体温を計測し発熱が認められる場合は帰園を延期していただきます。

保護者の方々には施設内で利用者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応として、県や市、保健福祉事務所の指示に従う事、場合によっては営業停止になる事等の通知をしています。

集団生活において他者との接触を完全に防ぐ事はできませんがコロナウイルス感染予防を強化していきたいと考えております。



■ 定員
各回2人（先着順）

市内居住の65歳以上の人。対象となる人が抱えている悩みであれば、親族や福祉関係者の同席・代理相談も可能です。

■ 対象
総合福祉センター

■ 時間
午前10時～11時（1人あたり相談時間は約20分）

扶養、相続、遺言、財産管理、後見人、消費者被害など日常生活における法律にかかる相談を、社協の顧問弁護士が受け付けます。

お問い合わせ先は次のとおりです

- ☆総務課・地域福祉課……☎0277-46-4165
- ☆新里支所……………☎0277-74-8880
- ☆黒保根支所…………☎0277-96-2201
- ☆みやま園……………☎0277-65-6666

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし、祝日、年末年始を除く。

社協だよりは共同募金配分金により発行しています。

相談日の前の週の月曜日から木曜日までに、電話で地域福祉課へお申し込みください。
※現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法律相談の開催は休止しております。



■ 申し込み
無料